**声明　　特措法と感染症法に罰則を導入することに断固反対し、**

**国会審議において「改正」法案から罰則規定を削除するよう求めます。**

政府は1月22日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下　特措法）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下　感染症法）の改正案を閣議決定し、早期の成立を狙っています。

特措法改正案は、緊急事態宣言下で都道府県知事が事業者や施設に営業時間短縮や利用制限を要請しても従わない場合に「命令」を出せるようにし、命令に従わない場合は50万円以下の過料を科す。また、宣言を出す前の段階でも同様に命令できる（国会への報告なしで）ようにし、違反者には30万円以下の過料を科すとしています。

感染症法改正案は、入院を拒否したり、入院先から逃げ出したりした人には「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」とする。保健所が感染経路を確認するための調査で回答拒否や虚偽の申告をした場合も「50万円以下の罰金」を設けるとしています。

　新型コロナウイルス感染症対策に懲役・罰金や過料などの刑事罰や罰則を伴い強制を持ちこむことは、人権じゅうりんそのものです。136の医療系学会が参加する日本医学会連合や日本公衆衛生学会、日本疫学会などが声明で、「罰則を恐れて、検査結果を隠すなどかえって感染コントロールが困難になることが想定され」「感染症対策に不可欠な国民の協力を得ることを妨げる」と批判（14日）、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会は、「過去にハンセン病患者が国の強制隔離政策で偏見や差別の対象となり、社会の中で居場所を失った」「基本的人権尊重の観点から許されず、感染症まん延防止の観点からも極め付きの愚策」との意見を述べ（22日）るなど、感染症対策やＡＩＤＳ（後天性免疫不全症候群）対策で強制的措置を実施した結果、人権侵害と公衆衛生のデメリットを生んだ痛苦の教訓を学んでいないことを異口同音に指摘しています。

　新型コロナウイルス感染症対策は国民の理解と合意によるべきであり、ＰＣＲ検査の拡大、十分な損失補償、医療機関への支援、生活困窮者への手厚い支援、そして社会的連帯を基礎とした協力がなければ成り立ちません。ましてや菅政権によるコロナ対策の迷走を、国民や患者、医療機関に罰則や制裁を加えることによって転嫁することでは解決しません。憲法第13条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」、第22条「居住・移転及び職業選択の自由」、第25条「生存権、国の社会的使命」、第29条「財産権の保障」などを生かしてこそ対策は可能になります。

　憲法会議は、特措法と感染症法に罰則を導入する「改正」に反対します。政府・与党に、罰則案を撤回し、科学的根拠に基づく新たな感染拡大阻止の対策を野党と協力して立案することを強く求めます。憲法にもとづく施策によってコロナ感染拡大を阻止し、私たちの生命・生活を守ることができると確信します。

今日のコロナ禍のもとでこそ「憲法じゅうりんを許さず、憲法を守り生かす憲法運動」を推進し、挙党体制と野党分断で改憲に執念を燃やす菅政権を許さず、市民の共闘、市民と野党の共同を広げ憲法が生きる政治に転換するために声をあげ続けることを呼びかけます。

2021年1月26日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

〒101-0051　東京都千代田区神田神保町2-10　神保町マンション202

℡03-3261-9007　Fax03-3261-5453　メールアドレス：mail@kenpoukaigi.gr.jp